

## 土浦市教育委員会公用車広告仕様書

### 1 広告掲載する車両について

車両：教育委員会バス（大型又は中型 合計3台）

用途：小・中・義務教育学校の校外学習や各種大会における児童・生徒の移送

年間稼働日数：1台あたり約150日

年間走行距離：1台あたり約10,000km

### 2 広告掲載料

広告掲載料は、月額とし、最短3か月、最長年度末までとします。（年度毎の許可）

掲載期間の月額を合計し、消費税及び地方消費税を加えて得た額が掲載料となります。

月額 1枠	6,000円（税抜）
-------	------------

### 3 広告掲載位置及び枠数

車両後面又は側面

広告主が掲載できる広告の掲載枠は、車両1台当たり1枠とします。

### 4 広告の規格

サイズ	縦40cm×横180cm以内
材質	粘着フィルム等、剥離が可能な素材で、下記に指定するもの又は同等のものとし、掲載期間中の車体本体からの剥離又は撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないもの。 【フィルムの素材】 メディア（塩ビ、再剥離（長期）、エアフリータイプ、ラミネート加工あり）
「広告」の表示	広告の枠内に10cm×20cm以上の大きさに「広告」と表示するとともに、その範囲を明確にし、広告であることを明瞭にすること。

※広告は、広告主が作成してください。（作成経費等は、広告主の負担となります。）

翌年度以降、掲載を更新する場合には、車両本体の塗料の剥離を防ぐため、広告物の更新が必要となります。

### 5 申込単位及び期間

1か月単位とし、最短3か月、最長で年度末までの申込みとなります。

（年度をまたいだ期間の申込みはできません。）

### 6 注意事項及び申込方法

（1）申込みに当たっては、次の関係資料を必ずご確認ください。

- ア 土浦市広告掲載要綱
- イ 土浦市広告掲載詳細基準要項
- ウ 土浦市教育委員会公用車広告掲載取扱要領

(2) 土浦市教育委員会公用車広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の書類を添えて、教育総務課まで持参又は郵送してください。（同一内容の申請の場合は、2回目以降メール等による申請も可とします。）

- ア 会社概要又は事業内容がわかるもの
- イ 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
- ウ 広告案
- エ その他教育長が必要と認める書類

(3) 提出された申込書をもとに、広告掲載の可否を決定し、土浦市教育委員会公用車広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知します。広告掲載料の納入通知書（広告掲載の決定を受けた場合のみ）をお送りします。

(4) 掲載料につきましては、広告掲載の決定を受けた期間の全額を納入してください。

※ 掲載希望月の前月20日までに広告掲載可否決定通知書がお手元に届いていない場合は、ご連絡ください。

(5) 掲載できない広告

土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項及び土浦市教育委員会公用車広告掲載取扱要領において掲載を認めていないもの

## 7 その他

この仕様書に定めのないものについては、別途協議するものとします。

問い合わせ先

〒300-0036

土浦市大和町9番2号

土浦市教育委員会 教育総務課

電話 029-826-1111 内線5105